

文化財の保護に関する行政評価・監視結果に基づく通知 に伴う改善措置状況（その後）の概要

〔調査の実施時期等〕

- 1 実施時期 平成15年4月～16年11月
- 2 調査対象機関 文部科学省、道府県及び道府県教育委員会（12）、市町村等

〔通知日及び通知先〕 平成16年11月1日 文部科学省に対し局長通知

〔回答年月日〕 平成17年11月4日

〔その後の改善措置状

況に係る回答年月日〕 平成20年3月21日

〔行政評価・監視の背景事情等〕

- 文化財は、現在まで守り伝えられてきた国民の貴重な財産であるため、文化財の保存・活用を図り、国民の文化的向上に資すること等を目的に文化財保護法(以下「保護法」という。)が制定されており、同法により、文化財のうち重要なもの等については、重要文化財等に指定。最近では、国宝に指定されている古墳壁画の劣化等に伴う保存対策の充実強化が求められているなど、重要文化財等の適切な保護が課題。(平成16年3月1日現在の指定件数：重要文化財12,370件、重要無形文化財110件、重要有形民俗文化財201件、史跡1,495件等)
- この行政評価・監視は、重要文化財等の保護を推進する観点から、重要文化財等の指定又は指定の解除や管理の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施。

| 主な通知事項 | 関係省が講じた改善措置状況 |
|--|--|
| <p>1 重要文化財等の指定等の適切化</p> <p>文部科学省は、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物（以下「重要文化財等」という。）の指定又は指定の解除において、透明性、公正性を確保し、その一層の適切化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 重要文化財等の指定又は指定の解除の理由を整理し類型化することにより、各々の文化財の特性に対応した重要文化財等の指定又は指定の解除についての文化審議会への諮問対象候補に係る情報の提供に関する指針を策定し、これを関係者に周知徹底すること。</p> <p>（説明）</p> <p>○ 文化財の指定又は指定の解除</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学大臣は、文化財の指定又は指定の解除に当たっては、あらかじめ、文化審議会への諮問が必要（保護法第153条）。 <p>○ 文化審議会への諮問対象候補の選考</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要文化財等の指定に係る文化審議会への諮問対象の選考は、文化庁の調査官が収集した各種学会の研究成果、国庫補助を受けて地方公共団体が実施する文化財の調査結果等により把握した情報に基づき、文化庁が現地調査を行い、指定する価値のあると認められるものについて実施。 <p>○ 重要文化財等の指定基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> 諮問対象候補の選考と文化審議会における審議は、国宝及び重要文化財の指定基準（文化財保護委員会告示）等に基づき行われているが、同基準の内容は抽象的で、指定の解除に関しては基準なし。 [例えば、重要文化財（建造物）の指定基準：意匠的又は技術的に優秀なもの、歴史的価値又は学術的価値が高いもの、地方的特色において顕著なもの] 文化財の保存や活用を進めるためには、重要文化財等の指定又は指定解除の理由を整理し類型化することにより、指定等の候補に係る情報提供に | <div data-bbox="1417 244 2085 331" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→：「回答」時における改善措置状況</p> <p>⇒：「その後の回答」時における改善措置状況</p> </div> <p>→○ 今回の通知を踏まえ、都道府県、政令指定都市及び中核市の教育委員会（以下「都道府県教育委員会等」という。）に対し、平成17年4月、「文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用方針等について（平成17年4月26日付け17庁財第33号文化庁文化財部長通知。以下「運用通知」という。）」を发出。</p> <p>本運用通知では、重要文化財等の指定又は指定の解除に係る「情報提供に関する考え方」を、重要文化財（美術工芸品）、重要文化財（建造物）、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物の6種の区分ごとに、近年の指定例又は指定の解除例を基に類型化し、文化審議会への諮問対象候補に係る情報の提供に関する指針（以下「指針」という。）として提示。</p> <p>上記指針については、平成17年4月27日開催の「文化財保護法の一部改正等に関する説明会」（以下「説明会」という。）において説明を行ったほか、インターネットホームページに運用通知を掲載することにより周知。</p> <p>平成17年4月1日に施行された改正保護法において、新たに「民俗技術」が重要無形民俗文化財の指定対象となるなどの制度改正が行われたことを踏まえ、今後とも、重要文化財等の指定又は指定の解除に関する指針については、その運用の状況や新たな指定例等を勘案した上で、更に充実を図るとともに、関係者への周知徹底に努める。</p> <p>⇒○ 重要文化財等の指定又は指定の解除に関する指針については、平成17年4月に運用通知を都道府県教育委員会等に发出した以降も、日頃から、重要文化財等の管理・修理等についての都道府県教育委員会等との相談や毎年開催する都道府県教育委員会の文化財担当者会議等を通じ、情報交換や指導助言を行う中で、その周知を行っているところ。</p> <p>本運用通知の发出以降は、本指針に基づいた指定が行われているところで</p> |

| 主な通知事項 | 関係省が講じた改善措置状況 | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------|-------------------|--------------|--------------|---------------------------|---------|--------|-----|------------------------|---------|--------|-----|--|
| <p>関する指針を策定し、これを地方公共団体に示すことが有効であるが、指針は未策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当省が、重要文化財等 337 件の指定理由を整理し類型化した結果、現在の指定基準よりも具体的な内容に類型化することが可能。また、既に指定が解除されている文化財の解除理由と同様の状況にある重要文化財等がみられ、解除理由についても類型化が可能。 <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>② 地方公共団体から文化庁に対する意見具申制度の枠組みの中に、この指針による指定又は指定の解除の候補に係る情報を提供できる仕組みを設け、これを関係者に周知徹底すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 地方公共団体からの意見具申</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文化庁に対し意見具申をすることが可能（保護法第 189 条）。 地方公共団体は、重要文化財等の指定又は指定解除の候補に係る情報の提供に関し、意見具申制度の活用が不十分。また、独自に地方公共団体から文化庁に対し、指定又は指定の解除の候補に係る情報を提供できる仕組みなし。 <p>(参考) 重要文化財等の指定件数(累計)</p> <table border="1" data-bbox="165 1050 1079 1316"> <thead> <tr> <th>時 点</th> <th>重要文化財(建造物及び美術工芸品)</th> <th>史跡・名勝・天然記念物</th> <th>重要有形・無形民俗文化財</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 16 年 3 月現在 (当省の調査時)</td> <td>12, 370</td> <td>2, 711</td> <td>430</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年 2 月現在 (最新時)</td> <td>12, 611</td> <td>2, 828</td> <td>457</td> </tr> </tbody> </table> | 時 点 | 重要文化財(建造物及び美術工芸品) | 史跡・名勝・天然記念物 | 重要有形・無形民俗文化財 | 平成 16 年 3 月現在 (当省の調査時) | 12, 370 | 2, 711 | 430 | 平成 20 年 2 月現在 (最新時) | 12, 611 | 2, 828 | 457 | <p>あり、重要文化財（美術工芸品及び建造物）については、平成17年度68件及び18年度69件、史跡名勝天然記念物については17年度29件及び18年度19件などを新たに指定。</p> <p>本指針については、その運用の状況や新たな指定例等を勘案した上で、更に充実を図るとともに、引き続き、関係者への周知徹底に努めていく。</p> <p>→○ 今回の通知を踏まえ、都道府県教育委員会等が、その区域内に存する文化財の保存及び活用に関して、文化庁長官に対して意見を具申する制度の中で、運用通知で示した指針により、重要文化財等の指定又は指定の解除に係る情報提供を行うことができる仕組みを設定。</p> <p>また、この仕組みについては、平成17年4月27日開催の説明会において説明を行ったほか、ホームページに運用通知を掲載することにより周知。</p> <p>今後とも、この指針によって指定又は指定の解除の候補に係る情報を提供できる仕組みについて、関係者への周知徹底に努める。</p> <p>⇒○ 意見具申制度の枠組みの中で指定又は指定の解除の候補に係る情報を提供できる仕組みについては、平成17年4月に運用通知を都道府県教育委員会等に発出した以降も、日頃から、重要文化財等の管理・修理等に関し都道府県教育委員会等との相談や毎年開催する都道府県教育委員会の文化財担当者会議等を行う中で、その周知を図っているところであり、周知に当たっては、意見具申の方法や提出書類の概要をまとめた資料を作成し、都道府県等の担当者に適宜配布しているところ。</p> <p>この結果、都道府県教育委員会等からの指定又は指定の解除に関する意見具申については、運用通知を発出した平成17年度以降(平成17年4月～19年12月)新たに指定された重要文化財(建造物)において、58件のうち52件が都道府県教育委員会から指定候補となり得る旨の意見具申が文書により行われ、これを受けて指定に至っているところ。</p> <p>また、平成19年度(19年4月～12月)に新たに指定された重要文化財(美術工芸品)30件においても、都道府県教育委員会から数度にわたり当工芸品(古文</p> |
| 時 点 | 重要文化財(建造物及び美術工芸品) | 史跡・名勝・天然記念物 | 重要有形・無形民俗文化財 | | | | | | | | | | |
| 平成 16 年 3 月現在 (当省の調査時) | 12, 370 | 2, 711 | 430 | | | | | | | | | | |
| 平成 20 年 2 月現在 (最新時) | 12, 611 | 2, 828 | 457 | | | | | | | | | | |

| 主な通知事項 | 関係省が講じた改善措置状況 |
|---|--|
| <p data-bbox="165 405 566 435">2 重要文化財等の管理の適切化</p> <p data-bbox="188 451 1093 523">文部科学省は、重要文化財等の管理の適切化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="174 536 1097 740">① 都道府県教育委員会又は市教育委員会（政令指定都市教育委員会、中核市教育委員会及びその他の市教育委員会を含む。）に対し、文化財保護指導委員制度を活用するなどにより重要文化財等の管理の状況について積極的に情報収集を行い、情報収集の結果得られた不適切な管理の状況に係る情報を文化庁に提供するように要請を徹底すること。</p> <p data-bbox="181 756 255 783">（説明）</p> <p data-bbox="165 799 461 826">○ 重要文化財等の管理</p> <ul data-bbox="199 842 1108 1086" style="list-style-type: none"> ・ 重要文化財等の所有者は、適切に管理する義務あり（保護法第31条等）。 ・ 文化庁は、重要文化財等の現状又は管理、修理・復旧若しくは環境保全の状況について、所有者等から報告を徴収（保護法第54条）。 ・ 都道府県教育委員会等は、文化財について、随時、巡視を行い、所有者等に対し保護に関する指導や助言等を行う文化財保護指導委員（設置について国庫補助あり）を置くことが可能（保護法第191条）。 <p data-bbox="165 1145 754 1173">○ 文化庁による重要文化財等の管理状況の把握</p> <ul data-bbox="199 1189 1108 1433" style="list-style-type: none"> ・ 当省が調査した12道府県所在の重要文化財等6,510件のうち、862件を抽出調査した結果、維持管理が不適切なため一部が破損しているものなど、適切に管理されていないものが計68件あり。 ・ 文化庁は、都道府県教育委員会等に対し、重要文化財等の管理状況について積極的に情報収集を行うこと、情報収集の結果得られた不適切な管理の状況に係る情報を文化庁に提供することについての要請が不徹底。 | <p data-bbox="1182 188 2092 260">書)の内容や価値についての情報提供がなされ、これを基に文化庁及び文化審議会が実地調査を行い、指定に至っている例がみられるところ。</p> <p data-bbox="1182 276 2092 347">今後とも、意見具申制度に基づく情報提供を促進するため、更なる制度の周知徹底に努めていく。</p> <p data-bbox="1131 451 2092 611">→○ 今回の通知を踏まえ、都道府県教育委員会等に対して運用通知を発出し、文化財保護指導委員制度を活用するなどにより、重要文化財等の管理の状況について積極的に情報収集を行い、情報収集の結果得られた不適切な管理の状況に係る情報を文化庁に提供するように要請。</p> <p data-bbox="1198 627 2092 699">また、このことについては、平成17年4月27日開催の説明会において説明を行ったほか、ホームページに運用通知を掲載して周知。</p> <p data-bbox="1198 715 2092 786">今後とも、都道府県教育委員会等に対し、重要文化財等の管理の状況に関する積極的な情報収集及び文化庁への情報提供について要請していく。</p> <p data-bbox="1131 842 2092 1042">⇒○ 重要文化財等の管理の適切化については、平成17年4月に運用通知を都道府県教育委員会等に発出した以降も、日頃から重要文化財等の管理・修理等についての都道府県教育委員会等との相談や毎年開催する都道府県教育委員会の文化財担当者会議等を通じ、都道府県教育委員会等と情報交換や指導助言を行う中で、その要請を行っているところ。</p> <p data-bbox="1182 1058 2092 1129">都道府県教育委員会等からの重要文化財等の管理状況に関する情報提供については、電話やメール等により適宜提供されているところ。</p> <p data-bbox="1182 1145 2092 1305">提供された内容は、①重要文化財（美術工芸品）について、保管状況が不適切となっていることや売却等による保管場所の変更が予定されていること、②重要文化財（建造物）について、都道府県に配置されている文化財保護指導員の巡視により、住宅の軒の一部破損が発見されたことなど。</p> <p data-bbox="1182 1321 2092 1433">今後とも、都道府県教育委員会等に対し、重要文化財等の管理の状況に関する積極的な情報収集及び文化庁への情報提供について、引き続き要請していく。</p> |

| 主な通知事項 | 関係省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p data-bbox="174 229 1097 395">② 提供された不適切な管理に係る情報に基づき、重要文化財等の所有者等に対し、管理に関し必要な指示等を行うこと。所有者等がこの指示に従わず、重要文化財等が滅失等の危険を生じている場合は、管理に関する命令又は勧告を行うなど、厳正な措置を講ずること。</p> <p data-bbox="174 405 255 437">(説明)</p> <p data-bbox="159 450 622 481">○ 重要文化財等の管理に関する指示</p> <ul data-bbox="197 491 1111 740" style="list-style-type: none"> 文化庁は、管理が適当でないため重要文化財等が滅失等のおそれがあると認めるときは、所有者等に対し、管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することが可能(保護法第36条等)。 重要文化財等の所有者等は、文化庁の指示に従い管理することが必要であり、重要文化財等の現状の変更、所有者や所在の変更等の場合は、文化庁への許可申請又は届出が必要(保護法第31条、第43条等)。 | <p data-bbox="1128 229 2092 347">→○ 今回の通知を踏まえ、都道府県教育委員会等に対して運用通知を発出し、文化庁としては、管理が不適切な場合などには、所有者等に対する指示等や命令又は勧告を行うなどの措置を講ずることとなる旨を周知。</p> <p data-bbox="1189 357 2092 437">また、このことについては、平成17年4月27日開催の説明会において説明を行ったほか、インターネットホームページに運用通知を掲載して周知。</p> <p data-bbox="1189 446 2092 609">今後とも、重要文化財等が適切に管理されていない場合には、その所有者等に対し、管理に関する必要な指示を行い、所有者等がこれに従わず、重要文化財が滅失等の危険を生じている場合には、管理に関する命令又は勧告を行うなど、厳正な措置を講ずるよう努める。</p> <p data-bbox="1128 660 2092 868">⇒○ 上記の都道府県教育委員会等からの重要文化財等の管理状況に関する情報提供に基づき、保管場所の不備等が認められた美術工芸品については、文化庁が所有者に対して、公的博物館への一時的な寄託を助言するとともに、保管場所の温湿度環境や防火防犯体制に関して基本的な基準を示してこれを満たすよう指示したところ。</p> <p data-bbox="1182 877 2092 995">また、一部破損している建造物については、文化庁が都道府県を通じて所有者に対して、き損届を提出させるとともに修理方法や修理までの応急処置について指示したところ。</p> <p data-bbox="1182 1005 2092 1171">今後とも、重要文化財等が適切に管理されていない場合には、その所有者等に対し、管理に関する必要な指示を行い、所有者等がこれに従わず、重要文化財が滅失等の危険を生じている場合には、管理に関する命令又は勧告を行うなど、引き続き、厳正な措置を講ずるよう努めていく。</p> |